

○ 財務省令第十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第十六号）
平成十一年大蔵省令（昭和五十七年大蔵省令第十六号）
平行条項規則（平成十五年第十一回告示）
に基づき、平成二十二年五月三十日施行する。
三十日より告示する。政府短期証券（昭和五十七年大蔵省令第十六号）
三十日より告示する。政府短期証券（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

國庫短期証券（第七十三回）
財務大臣　菅直人

二 一 発十條事務省
の法發号名稱及
條律行稱項及
項及のび根
並び根
そ拠記

四 三 二 一
發行方法の適
用振替等の適

競争う札価振の以律社十第条律一二第十条九特
争入（）へ格替適下（）債七百第第項十一二第年別
入札による発行（）に機用「平成十三年法律第
札発行と同時に行（）に競争は受けるも「日本銀行の
と同時に競争て行（）に付けるも「日本銀行の
行（）以下入札わる（）に振替に關する法
れ及び価（）札価格競い入（）に規定

六	五
イ	イ
口	口
国債市場	方募
入価行争非者特国	入価法入
札格行入価・別債	札格決
発競札格第参市	発競定
行争額発競I加場	行争の
財五券定項五項計金政は発四う万額	込募各当も各
政百にに及条、に法法、行十ち円面	み限國ての申
法六つ基び第第關第第額し六、金	の度債るか込
第十いづ第一九す九七面た条特	応額市。らみ
七一てき百項十る条条金割第別	募の場その
条億は発三、四法第第額引一會	額範特のう
第千、行十第条律一一で短項計	を囲別応ち
一万額し七百第第項項千期のに	割内參募応
項円面た条三二八並、五國規關	りに加額募
、金政第十項十び財百債定す	当お者を価
財額府一六、三に政億にに入る	ていご順格
政で短項条第条特融円つ基法	るてと次の
融三期の第九第別資、いづ律	。各の割高
資兆証規一十一会資財てき第	申応りい
千	非下額市

十 ロ イ 一	九 八	七 ロ イ			
	振額最 替 額 単 面 位 金	行争者特 入価・別債 札格第参市 發競I加場 行争格日	低行争者特 入価・別債 札格第参市 發競I加場 行争額	入価込 札格金 發競I加場 行争額	行争者特 入価・別 札格第参 發競I加
十額募十額 三面価三面 錢金格錢金 七額六額 厘百厘百 円以円 に上に つにつ きそき 九れ九 十ぞ十 九れ九 円の円 九応九	平す額の振 成るの記替 。整載法 數又の 倍は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	千 万 円 千 百 円 千 億 千 四 百 九 十 十 万	六二千三 千千六兆 円九百二 百円千 三四 十 六 億 千 四 百 九 十 十 万	千証規一十一会資 九券定項五項計金 百にに及条、に法 三つ基び第第関第 十いづ第一九す九 八てき百項十る条 億は発三、四法第 円、行十第条律一 額し七百第第項 面た条三二八並 金政第十項十び 額府一六、三に で短項条第条特 二期の第九第別	

十
六
十
五
十
四
十
三
十
二

払者入場元償
込札所金還
期参支金
日加払額

平財日額償当た平
成務本面還ただ成
二大銀金金るし二
十臣行額をと、十
一年から百支き償二
十二月通知にう、期六
月十日をつ。そが月
受けきの銀十
日た百翌行日
た円営休業業
者にに